第１０６号議案

　　職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年１２月２０日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

　職員の退職手当に関する条例（昭和３２年品川区条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「規則」の次に「その他の規程」を加え、「以下同じ」を「）の数（以下「勤務日数」という」に改め、「１８日」の次に「（１カ月間の日数（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成１０年品川区条例第５号。以下「勤務時間条例」という。）第１８条第１項の規定その他の規程による週休日等（勤務時間条例第４条および第５条の規定による週休日、勤務時間条例第１０条および第１１条の規定による休日ならびに勤務時間条例第１２条第１項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）に相当する日は、算入しない。）が２０日に満たない日数の場合にあつては、１８日から２０日と当該２０日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。）」を加える。

第３条第２項中「（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）」を削り、「１８日」を「職員みなし日数」に改め、同条第３項中「１８日」を「職員みなし日数」に改める。

第１０条第５項各号列記以外の部分中「第１号から第６号までおよび第８号に掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第７号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）その他の法律の規定による育児短時間勤務および育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日」を「現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第２号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等および勤務時間条例第１８条第１項の規定その他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。）」に改め、同項第６号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の次に「（平成３年法律第１１０号）」を加え、同項第７号中「育児短時間勤務等」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務および育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）」を加える。

第１１条第２項中「常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日」を「勤務日数」に、「１８日」を「職員みなし日数」に改める。​　第１３条第２項中「常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日」を「勤務日数」に、「１８日」を「職員みなし日数」に改める。​　　　付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）​

２　職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和４年品川区条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第１０条第５項の改正規定中「第１０条第５項各号列記以外の部分中「第１号から第６号までおよび第８号に掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第７号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）その他の法律の規定による育児短時間勤務および育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日」を「現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第２号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成１０年品川区条例第５号）第４条および第５条の規定による週休日、同条例第１０条および第１１条の規定による休日、同条例第１２条第１項の規定により指定された代休日ならびにその他の規程によるこれらに相当する日）以外の日をいう。）」に改め、同項第８号を同項第１０号とし、同項第７号中「育児短時間勤務等」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務および育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同項第９号とし、同項第６号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の次に「（平成３年法律第１１０号）」を加え、同号を同項第８号とし、同項第５号を同項第７号とし」を「第１０条第５項第８号を同項第１０号とし、同項第５号から第７号までを２号ずつ繰り下げ」に改める。

（説明）育児休業法に基づく臨時的任用職員に対する退職手当の支給要件のうち、勤務日数に係る要件を緩和する必要がある。​